

事務事業外部評価シート

事務事業名	婦人保護事業	担当課・係	家庭児童相談室
-------	--------	-------	---------

1. 事務事業の概要

事業概要 (具体的な事務事業の活動内容・進め方)	事業目的(働きかける対象は何か？ ・対象をどのような状態にしたいか？)	政策体系(まちづくりの目的・方針)	
・婦人相談 売春防止法に基づき、女性相談員を設置し、婦人保護に関する相談業務を行っている。 ・配偶者からの暴力(DV)被害者の緊急一時保護 ※配偶者の暴力とは、配偶者からの身体的に対する暴力、又は、これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう	支援、保護を必要とする女性 精神的・経済的に安心して自立した生活が営める	基本目標	やさしくふれあいのある健康福祉づくり
		政策	安心して子育てのできるまちづくり
		施策	こどもの健やかな成長と子育て支援
		基本事業	援護を必要とする子育て家庭への支援
		事業期間	
		昭和55年度～	
		根拠法令・条例等	
		<small>男女共同参画社会基本法・売春防止法・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律</small>	

2. 事務事業の外部評価

外部評価委員の意見
<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報扱う非常に繊細な業務であるため、継続して市が実施していく必要があると思われる。 ・全市的に取り組み、DVだけでなく、虐待などに対しても力を注いでいくべきであると考えられる。 ・DVの問題は、今後全市的に取り組むべき課題として、業務を充実させていくべきであると考えられる。 ・男女共同参画推進事業とは性質が異なるものとするため、事業統合はできないものと考えられる。 ・現在は相談員4名、職員3名で対応しているとのことだが、DVや虐待への対応を手厚くするため、人員増や予算増を必要があると思われる。

3. 外部評価委員会としての評価結果

今後の方向性	方向性の内容
事業のやり方改善(成果向上)	<ul style="list-style-type: none"> ・全市的に取り組むべき問題であり、DVや虐待への対応を手厚くするため、人員増・予算増を検討し、業務の充実を図る必要がある。 ・男女共同参画事業との統合はできないものとするが、それぞれの業務内容をわかりやすく周知・啓発していく必要がある。

4. 評価結果を踏まえての市の検討結果

今後の方向性	方向性の内容
事業のやり方改善(成果向上)	(外部評価のとおり) ・人権・男女共同参画課と家庭児童相談室で事業内容の精査のうえ、事務分掌の見直しを行い、窓口のワンストップ化を図る。 ・窓口のワンストップ化が図られた場合、人員配置についても要望する。